

令和6年度 財産目録
令和7年8月31日現在

特定非営利活動法人 一人一票実現国民会議
(単位:円)

科目・摘要		金額		
I. 資産の部				
1. 流動資産				
現金	現金手許有高	0		
普通預金	寄附金口座		290,569	
	①みずほ銀行渋谷中央支店	61,096		
	②三菱UFJ銀行渋谷支店	34,014		
	③ゆうちょ銀行東京預金C振替口座	131,112		
	④三井住友銀行渋谷駅前支店	64,347		
普通預金	広告掲載料収入口座		0	
	⑤ゆうちょ銀行〇18支店 口座57989261	0		
普通預金	経費口座		169,347	
	⑥ゆうちょ銀行〇18支店 口座90659481	169,347		
未収金		0		
流動資産合計			459,916	
2. 固定資産				
有形固定資産		34,650		
有形固定資産合計			34,650	
資産合計				494,566
II. 負債の部				
1. 流動負債				
未払金		114,940		
預り金		0		
流動負債合計			114,940	
負債合計				114,940
正味財産				379,626

上記は財産目録に相違ない。
特定非営利活動法人 一人一票実現国民会議
理事 伊藤真

令和6年度 貸借対照表
令和7年8月31日現在

特定非営利活動法人 一人一票実現国民会議
(単位:円)

科目・摘要	金額		
I. 資産の部			
1. 流動資産			
現金	0		
普通預金	459,916		
未収金	0		
流動資産合計		459,916	
2. 固定資産			
有形固定資産	34,650		
固定資産合計		34,650	
資産合計			494,566
II. 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	114,940		
預り金	0		
流動負債合計		114,940	
負債合計			114,940
III. 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
①前期繰越指定正味財産		1,726,766	
②当期指定正味財産増減額		△ 1,642,623	0
意見広告寄付金	3,018,860		
意見広告広報費	△ 4,661,483		
③次期繰越指定正味財産		84,143	
2. 一般正味財産			
①前期繰越一般正味財産		250,382	
②当期一般正味財産増減額		45,101	
正会員会費	132,000		
寄附金			
事業収益			
その他収益	535		
管理費	△ 17,434		
過年度法人税、住民税及び事業税	△ 70,000		
③次期繰越一般正味財産		295,483	
正味財産合計			379,626
負債および正味財産合計			494,566

令和6年度 活動計算書
自 令和6年9月1日 至 令和7年8月31日
特定非営利活動法人 一人一票実現国民会議
(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
一般正味財産増減の部			
I. 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	132,000		132,000
賛助会員受取会費			0
2. 受取寄附金			
受取寄附金	3,018,860		3,018,860
受取寄附金(ホームページ改修)			0
3. 受取助成金等			
受取民間助成金			0
4. 事業収益			
ホームページへの広告掲載事業収益			0
5. その他収益			
名刺代			0
受取利息	535		535
計上収益計	3,151,395	0	3,151,395
II. 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当			0
法定福利費			0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
通信費	907,000		907,000
修繕費			0
消耗品費	764,133		764,133
業務委託費	110,000		110,000
減価償却費	34,650		34,650
その他経費計	1,815,783	0	1,815,783
(3) 意見広告広報費	2,845,700		2,845,700
意見広告広報費計	2,845,700	0	2,845,700
事業費計	4,661,483	0	4,661,483
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			0
給料手当			0
法定福利費			0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
会議費			0
旅費交通費			0
広報費			0
通信費			0
消耗品費			0
租税公課			0
支払手数料	14,344		14,344
新聞図書費			0
荷造運賃発送費			0
修繕費			0
雑費	3,090		3,090
その他経費計	17,434	0	17,434
管理費計	17,434	0	17,434
経常費用計	4,678,917	0	4,678,917
III. 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
IV. 経常外費用			
過年度法人税、住民税及び事業税	70,000		70,000
経常外費用計	70,000	0	70,000
指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	△ 1,642,623		△ 1,642,623
前期繰越指定正味財産	1,726,766		1,726,766
次期繰越指定正味財産	84,143		84,143
一般正味財産増減の部			
経理区分振替額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	45,101	0	45,101
前期繰越一般正味財産	250,382	0	250,382
次期繰越一般正味財産	295,483	0	295,483
次期繰越正味財産	379,626	0	379,626

令和6年度 計算書類の注記

特定非営利活動法人 一人一票実現国民会議

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産については、定率法で減価償却を行います。

なお、10万円以上20万円未満の資産は、3年間均等償却による方法を採用しています。

2. 事業別損益の状況

(単位:円)

科目	意見広告事業	啓蒙活動事業	その他の事業		事業部門計	管理部門	合計
I 経常収益							
1. 受取会費					0	132,000	132,000
2. 受取寄附金	3,018,860				3,018,860	0	3,018,860
3. 受取助成金等					0	0	0
4. 事業収益					0	0	0
5. その他収益					0	535	535
経常収益計	3,018,860	0	0	0	3,018,860	132,535	3,151,395
II 経常費用							
(1) 人件費							
給料手当					0	0	0
退職給付費用					0	0	0
福利厚生費					0	0	0
.....							
人件費計	0	0	0	0	0	0	0
(2) その他経費							
旅費交通費					0		0
通信費	907,000				907,000		907,000
広報費					0		0
意見広告広報費	2,845,700				2,845,700		2,845,700
消耗品費	764,133				764,133		764,133
租税公課					0		0
支払手数料					0	14,344	14,344
新聞図書費					0		0
荷造運賃発送費					0		0
修繕費					0		0
雑費					0	3,090	3,090
業務委託費	110,000				110,000		110,000
減価償却費	34,650				34,650		34,650
印刷製本費					0		0
.....							
その他経費計	4,661,483	0	0	0	4,661,483	17,434	4,678,917
経常費用計	4,661,483	0	0	0	4,661,483	17,434	4,678,917
当期経常増減額	△ 1,642,623	0	0	0	△ 1,642,623	115,101	△ 1,527,522

3. 使途等が制約された寄附金等の内訳

使途等が制約された寄附金等の内訳(正味財産の増減及び残高の状況)は以下の通りです。

当法人の正味財産は 379,626円 ですが、そのうち 84,143円 は、下記のように使途が特定されています。

したがって使途が制約されていない正味財産は 295,483円 です。

(単位:円)

内容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
一人一票実現の為の意見広告関連のみに使用する寄附金	1,726,766	3,018,860	4,661,483	84,143	意見広告事業の為にのみ使用。 ①R06.10.18(11月掲載分) 新聞広告掲載料 1,173,700円 ②R07.4.30(5月掲載分) 新聞広告掲載料 1,672,000円 ③ホムペ「ジ」ター利用料(年間) 533,170円 ④発送料 373,830円 ⑤印刷代 764,133円 ⑥減価償却費 34,650円 ⑦業務委託費 110,000円
合計	1,726,766	3,018,860	4,661,483	84,143	

*1 使途等が制約された寄附金は、①みずほ銀行渋谷中央支店②三菱UFJ銀行渋谷支店

③ゆうちょ銀行東京預金C振替口座④三井住友銀行渋谷駅前支店にて管理しております。

4. 固定資産の増減内訳

(単位:円)

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
有形固定資産						
什器備品	69,300			69,300	34,650	34,650
合計	69,300		0	69,300	34,650	34,650

5. 役員及びその近親者との取引の内容

役員及びその近親者との取引は以下の通りです。

(単位:円)

科目	計算書類に計上された金額	内役員及び近親者との取引
(活動計画書)		
受取寄附金		
活動計画書計	3,018,860	2,310,960

監査報告書

2025 年 11 月 24 日

特定非営利活動法人 一人一票実現国民会議

理事 伊藤 真 殿

監事

馬場金東成

私は、特定非営利活動法人一人一票実現国民会議の、2024 年度（2024 年 9 月 1 日から 2025 年 8 月 31 日まで）の事業報告書及び決算書類について監査を行った。

この結果、法人の業務は法令及び定款に基づき適正に執行され、会計処理は貸借対照表、財産目録及び収支決算書は会計帳簿の記載金額と一致し、法人の収支および財産の状況は適性に処理されているものと認める。

以上

独立監査人の監査報告書

令和7年10月 4日

特定非営利活動法人 一人一票実現国民会議
代表理事 伊藤 真 殿

武井邦仁公認会計士事務所
東京都中央区

公認会計士 武井 邦仁

監査意見

私は、特定非営利活動法人一人一票実現国民会議の令和6年9月1日から令和7年8月31日までの期間の財務諸表、すなわち、活動計算書、貸借対照表及び財務諸表の注記並びに財産目録（以下「財務諸表等」という）について監査を行った。

私は、上記の財務諸表等が、全ての重要な点において、NPO法人会計基準（2010年7月20日2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会）に記載された会計の基準に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「財務諸表等の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表等を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表等及びその監査報告書以外の情報である。

私は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表等に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会）に準拠して財務諸表等を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表等を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき財務諸表等を作成することが適切であるかどうかを評価する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

財務諸表等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表等監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続事業を前提として財務諸表等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表等の表示及び注記事項が、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会）に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と私又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上